

(別添)

「協同組合検査実施要項」の一部改正について

令和2年7月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け、5月25日変更）を踏まえ、感染拡大防止の観点から、検査対象者との接触機会の低減に向けて検査を実地検査に限定しないこととするとともに、検査講評を現地での口頭限定しないこととし、検査対象者等に徴求する書類への押印の要求を廃止することとするため、所要の改正を行う。

【該当箇所】

- ・目次
- ・本文 第4の4
- ・別添1 外部確認要領
 - 別表1の(1) 組合等帳簿残高を記載し確認を求める場合の様式
 - 別表1の(2) 残高確認書（組合員・員外者用）
 - 別表1の(3) 残高確認書（員外取引先（個人又は法人）用）
 - 別表2の(1) 組合等帳簿残高を記載しないで確認を求める場合の様式
 - 別表2の(2) 残高確認書（組合員・員外者用）
 - 別表2の(3) 残高確認書（員外取引先（個人又は法人）用）
- ・別添15 子会社検査要領（第4の2の(11)関係）4の(3)
- ・別添20 事後確認検査要領（第4の2の(11)関係）3の(4)のエ
- ・別添21 合同検査要領（第4の2の(11)関係）2の(2)のイ、
3の(2)のウ

II 施行時期

令和2年7月10日